

いま注目をあつめる タイの最新投資制度

第3回「人材開発の取り組みとスマートビザ」

Inside this issue

人材育成の概要 P02
次世代を見据えた
人材育成プログラム

人材育成プロジェクト P03
4つの育成プロジェクトと
EEC 向け高度人材育成プログラム

スマートビザ P04
対象産業への
ビザ優遇政策



次世代産業への 積極的な人材育成を開始

6億2,000万人の巨大なマーケットを抱え、世界経済の牽引役となっているアセアン。域内10ヶ国の中で、タイは人口で4位、名目GDPで2位につけており、国際通貨基金(IMF)では2019年の成長率を3.8%と見込んでいる。また、多分野での産業集積が進み、現地マーケットの成長にも期待ができることから、国際協力銀行(JBIC)のアンケートでは、中期的事業展開先としてタイは常に上位にランキングされる人気進出先である。

一方で、技術系人材や管理職の確保が困難との声も多く聞かれる。新国家戦略の「タイランド4.0」が目指す産業の高度化に伴い、求められる労働者も高度な技術を持った熟練人材へと変わってきている。労働集約型から高付加価値型へ産業構造が大きく変身を遂げつつある中、タイ政府は科学、技術、イノベーションなどの先進分野を中心に、次世代産業を見据えた人材開発の施策を打ち出している。

■名目 GDP 成長率



出所：国際通貨基金 (IMF)
注：2018年および2019年は推計値。

■タイ BOI 東京事務所
東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト8階
TEL: 03-3582-1806
■タイ BOI 大阪事務所
大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16
バンコク銀行ビル 7F
TEL: 06-6271-1395



人材育成への既存の取り組み

タイの後期高等教育（日本の高等学校に相当）以上の就学人口は約416万人で、この内約100万人が技術・職業訓練、約200万人が大学・大学院で学んでいる。学校教育における職業訓練は、教育省職業教育委員会（OVEC）が行っており、在職者や失業者への職業訓練は、労働省技能開発局（DSD）を通じて展開されている。2002年には技能開発促進法が施行され、職業訓練の促進、民間との協力、従業員の職業訓練を実施する企業への

■教育段階別、種類別の学生数（2017年）

（単位＝人）

教育機関	合計	一般	技術・職業訓練	高等	その他
就学前教育	1,833,911	1,833,911			
初等教育（小学校）	4,750,776	4,750,776			
前期中等教育（中学校）	2,317,353	2,317,353			
後期中等教育（高等学校）	1,909,760	1,249,886	658,652		1,222
高等教育（大学）	2,086,005		350,313	1,735,256	436
大学院	162,756			162,756	
合計	13,060,561	10,151,926	1,008,965	1,898,012	1,658

出所：タイ教育省「2017 Educational Statistics」

税控除などが盛り込まれた。また、同法の下、DSDによる国家技能検定制度が整備され、自動車塗装工、金型製作、旋盤加工などの製造業だけでなく、

建設業やサービス業を含む7産業173職種がその対象となった。2008年の労働法改正により、技能資格者の最低賃金は高く規定されている。

次世代産業を見据えた育成プログラム

タイは産業構造の高度化による高所得国への飛躍を目指し、新たな国家戦略「タイランド4.0」を策定。次世代の有望産業として、10分野のターゲット産業を定めている。いずれも先端技術による高付加価値産業であり、高度技術を有する人材が求められる産業だ。一方、製造現場では熟練労働者や高度技術者の不足が叫

ばれて久しい。タイ政府は人材問題を解決するため、長期的な視野で教育改革を進めつつ、短期的なソリューションとして産官学連携による人材開発プログラムに注力している。具体的には、タレントモビリティ（TM）、職業統合学習（WiL）、デュアル職業訓練（DVT）、共同教育（CoE）の4つのプログラムが推進されている。



■ターゲット産業向け人材開発プログラム

プログラム	概要
タレントモビリティ Talent Mobility (TM)	公的機関と民間の共同研究のマッチングサービスの提供
職業統合学習 Work Integrated Learning (WiL)	官民パートナーシップによる教育機関と民間企業間の共同教育サービスの提供
デュアル職業訓練 Dual Vocational Training (DVT)	学生が実務経験を得るための効率的なカリキュラム、訓練、試験評価方法を作るための職業教育機関による民間企業との協定
共同教育（大学・専門学校卒業生向け） Co-operative Education (CoE)	学校教育と職業実務経験を組み合わせた構造的な手法、実務経験に対する学科の履修単位の付与

出所：National Science Technology and Innovation Policy Office (STI)、Office of the Vocational Education Commission (OVEC)、Office of the Higher Education Commission (OHEC)

■ターゲット産業

- ①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥オートメーションおよびロボット、⑦航空・ロジスティクス、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル、⑩メディカルハブ

企業の即戦力となる4つのプロジェクト

タレントモビリティ（TM）は、科学・技術・イノベーションの分野において、大学や公的研究機関から民間企業向けに研究者などの人材を派遣するプロジェクトだ。全国の21の大学と7つの国立研究機関が参画しており、研究開発、技術的問題解決、評価、試験および標準システム、そして技術管理などのシーンで、企業が直面する人材不足を補い、その企業の潜在能力を高めることが目的とされている。

職業統合学習（WiL）はタイが目指す労働力開発政策の青写真で、国家科学技術イノベーション政策局（STI）、民間企業および教育機関の間の共同プロジェクトだ。それぞれの産業に適格なレベルのワーカー（職業訓練学校卒）と技術者（大学卒）を生み出すことを目的としている。学生は1～2年間のカリキュラムをこなし、現場への即応性を高める。一方の企業側には、現場で求められるスキルを持つ人材を確保できるというメリットがある。

デュアル職業訓練（DVT）は職業高等学校（3年）と高等専門学校（2年）の職業教育の半分以上を、民間企業での実務経験に充てるという人材育成プログラムである。1週間のうち1～2日間、または1学期のうち数週間を学校で学び、他の時間は企業での実務経験に費やす。商業、

工業、サービスなど、約40職種で実施されており、実習中は最低賃金以下の水準ではあるが手当も支給される。実習先で就職が決まるケースも多く、400校以上の職業教育大学とそれを上回る数の民間企業が参画している。

共同教育（CoE）は、クラスルームベースの教育と企業での実務経験を、体系的に組み合わせた学部教育プログラムだ。現場の職業経験をベースにした「仕事統合学習」という教育方法を取り入れている。

■タレントモビリティの成功事例

企業	ウェスタンデジタル（タイランド）
業種	コンピューター用ハードディスクの製造
協力機関	キングモンクット工科大学トンプリ校・ロボティクス研究所（FIBO）
期間	24 カ月
目的	生産ライン異常検出装置の研究開発
成果	・時間あたり生産数の倍増 ・不良品率が5%から1.5%に低下
企業	グレーターマイバシ
業種	医薬品および医療機器製造
協力機関	シリラート病院
期間	12 カ月
目的	輸入薬剤に代わる製品の開発
成果	・アレルギー検査薬の開発製造 ・ダニアレルギーワクチンの開発製造

出所：National Science Technology and Innovation Policy Office

EECが求める高度人材を「サタヒーブモデル」で育成

東部3県を特区に指定し、大規模なインフラ基盤整備と先端産業誘致を目指すEEC（東部経済回廊）構想。同地域にはEECi（イノベーション特別区）、EECd（デジタル・パーク・タイランド）、EEC-A（東部航空都市）といった特別区が創設されている。このEECで必要となる人材、特に10分野からなるターゲット産業に従事する人材を育成する鍵となるのが「サタヒーブモデル」だ。EEC事務局、職業教育委員会、高等教育委員会に、タイ投資委員会（BOI）の4者

で覚書が交わされ、同モデルを支援し、EEC開発戦略に基づいて人材、労働力の開発、育成の広報拡大を後押しすることが決まった。EEC事務局長のカニット・サンサブン氏は、「この覚書は、10分野のターゲット産業が求めるスキルを持つ人材を創り出す意欲の現れ」と述べる。「サタヒーブモデル」は、職業統合学習（WiL）をベースに進められる。民間企業600社に各10名の学生を送り込み、年間6,000人の技術者を輩出することを目指している。



日系企業の人材育成

5,000社を超える日系企業が進出するタイでは、日本企業への人材供給を見据えた教育機関も発足している。2007年には泰日工業大学（TNI）が開校した。工学部、情報学部、経営学部と大学院で構成され、現在までに約



泰日工業大学の学生

5,600名の人材を社会に輩出。そのうちの約半数、工学部にいたっては約6割が日本企業へ就職している。全ての学部で日本語を必須単位としており、「ホウレンソウ」「カイゼン」といった、特殊なビジネス用語も教えている。バンディット学長が「現場で即戦力となる人材を育成することが開校の理念」と説くように、専門分野の習得だけでなく、就職後のコミュニケーション能力にも注力しているのが特徴だ。

また、2018年5月には、「タイ高専コース」が開講した。同コースは高

専機構がタイのテクニカルカレッジに開設したもので、スラナリ校にメカトロニクスコース、チョンブリ校にエレクトロニクスコースが設置された。日本の高専と同様に、5年一貫の高専型教育が行われる。両校ともに、5～7倍の競争を突破した20名ずつ、計40名の第一期生が入学している。

技術専門家・投資家・上級幹部に対し スマートビザ (Smart Visa) の発給を開始

スマートビザ (Smart Visa) は、指定された産業に従事する高度技術専門家、投資家、上級幹部、スタートアップ企業の起業家向けに特別に創設された新しいタイプのビザ (査証) だ。スマートビザの保有者には、最長4年間の滞在許可や労働許可証 (ワークパーミット) の取得免除のなど、様々な特典が付与される。対象となる産業はタイ政府が定める10のターゲット産業に、「裁判外紛争解決関連サービス (ADR)」、「科学技術分野における人材開発」、「環境マネジメントお

■スマートビザの対象産業

ターゲット産業 (10産業)

①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥オートメーションおよびロボット、⑦航空・ロジスティクス、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル、⑩メディカルハブ

追加産業 (3産業・サービス)

⑪裁判外紛争解決関連サービス (ADR)、⑫科学技術分野における人材開発、⑬環境マネジメントおよび代替エネルギー

および代替エネルギー」が新たに加えられ、合計13産業やサービスがスマートビザの対象産業となった。



■スマートビザの 카테고리

カテゴリー	発給対象者
Smart T	高度技術専門家
Smart I	投資家
Smart E	上級幹部
Smart S	スタートアップ企業の起業家
Smart O	スマートビザ取得者の家族

■スマートビザの恩典と資格

ビザカテゴリー	T (高度技術専門家)	I (投資家)	E (上級幹部)	
恩典	滞在許可	4年	4年	
	労働許可証	不要	不要	
	入国管理局への出頭	年1回	年1回	
	再入国	無制限	無制限	
	家族	居住及び労働許可	居住及び労働許可	
	子供の労働許可証	不要	要	
	空港入国審査	優先レーン利用可	優先レーン利用可	
資格	<p>【一般の場合】</p> <p>① 最低月収が10万バーツまたは相当額以上であること。スタートアップ企業と雇用契約のある専門家または関連機関により証明された定年退職した専門家の場合は最低月収5万バーツ以上であること。</p> <p>② タイ国内企業またはタイに派遣させる外国企業と1年以上雇用契約またはサービス契約を有すること。</p> <p>③ 専門家幹旋センター (Strategic Talent Center) ネットワーク内の機関よりターゲット産業における科学技術分野の専門性が証明されていること。</p> <p>④ 専門家を雇う企業は、国家イノベーション庁 (National Innovation Agency)、デジタル経済推進局 (Digital Economy Promotion Agency) 等の関係政府機関によりターゲット産業に該当する事業と証明を受けなければならない。</p> <p>【政府機関、高等教育機関、専門訓練機関、裁判外紛争解決に携わる専門家の場合】</p> <p>① 政府機関、高等教育機関、専門訓練機関で就労する専門家、または裁判外紛争解決業務を行うためにタイに入国した外国人。</p> <p>② 政府機関、高等教育機関、専門訓練機関または仲裁機関が発行する、タイでの雇用の必要性を証明する雇用契約/サービス契約、文書がある事。</p> <p>③ 政府機関で就労する専門家の場合、雇用主もしくは使用者である政府機関によってターゲット産業における科学技術分野の専門性を証明される必要がある。</p> <p>④ 高等教育機関および専門訓練機関で就労する専門家、ターゲット産業における科学技術分野に携わる専門家の場合、専門家幹旋センター (STC) 内の雇用機関により資格証明される必要がある。</p> <p>⑤ 裁判外紛争解決業務に就労する専門家の場合、当該分野の専門性について国内の仲裁機関に承認される必要がある。</p>	<p>① 以下のいずれかの金額を最低限とする投資を行うこと。</p> <p>(1) タイのターゲット産業で技術を活用するビジネスに対し、個人名義またはタイのベンチャーキャピタル経由で最低2,000万バーツ以上を投資すること。</p> <p>(2) 個人名義にてスタートアップ企業、インキュベーション事業、アクセラレーター事業に対し合計500万バーツ以上の投資を行うこと。複数の企業へ投資が可能であるが、スマートビザ有効期間中は当該投資を維持しなくてはならない。</p> <p>② 設立された、または投資を受けた企業は、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局、国立科学技術開発庁等の関係政府機関により、製造工程またはサービス提供において技術を使用する企業であり、ターゲット産業に該当する事業である、との証明を受けなければならない。</p> <p>③ ベンチャーキャピタル経由で投資する場合、当該投資はターゲット産業の製造工程またはサービス提供において技術を使用する企業に投資するベンチャーキャピタルであると関係機関から証明を受ける必要がある。</p>	<p>① 最低月収が20万バーツまたは相当額以上であること。</p> <p>② 学士以上の学歴を所持し、関連業務分野において10年以上の勤務経験があること。</p> <p>③ タイ国内企業との雇用契約またはタイ国内での勤務を定めた外国企業との雇用契約を有していること。その際、この雇用契約には1年以上の残存期間があること。</p> <p>④ 会長または社長等の上級幹部として勤務する。</p> <p>⑤ 雇用するタイ国内の企業は、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局、国立科学技術開発庁等の関係政府機関により、製造工程またはサービス提供の基盤としてターゲット産業に該当する技術を使用する事業であることの証明を受けなければならない。</p>	
ビザカテゴリー	S (スタートアップ企業の起業家)			
恩典	滞在許可	2年	1年	6カ月
	労働許可証	不要	不要	不要
	入国管理局への出頭	年1回	年1回	年1回
	再入国	無制限	無制限	無制限
	家族	居住及び労働許可	居住及び労働許可	-
	子供の労働許可証	要	要	要
	空港入国審査	優先レーン利用可	優先レーン利用可	優先レーン利用可
資格	<p>① ターゲット産業の企業として、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局等の関係政府機関により認定されたスタートアップ企業を既にタイで設立していること。</p> <p>② 上記の会社の登録済資本の25%以上を保有するか、または役員の地位にあること。</p> <p>③ 60万バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>④ 法律上の配偶者および子女を同伴する場合、追加の預金額として一人当たり18万バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>⑤ 申請者、法律上の配偶者および子女のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	<p>① 国家イノベーション庁、デジタル経済推進局等の関係政府機関により、ターゲット産業におけるインキュベーション事業、アクセラレーター事業、同様のプログラムに参加していることを証明されていること。</p> <p>② インキュベーション事業または同等の事業に参加しなかった場合、公的機関から共同出資を受けるか、デジタル経済推進局等の関係政府機関から証明を受けなければならない。</p> <p>③ 60万バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>④ 法律上の配偶者および子女を同伴する場合、追加の預金額として一人当たり18万バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>⑤ 申請者、法律上の配偶者および子女のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	<p>① タイにて技術系スタートアップ企業の設立を計画している場合、国家イノベーション庁等の関係政府機関による証明が必要。また、スタートアップ推進活動、スタートアップキャンプに類する事業に取り組む場合、投資委員会や国家イノベーション庁等の関係政府機関による証明が必要。</p> <p>② 申請者のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

